

令和 3 年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 号

令和 3 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,645,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 15 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 国民健康保険料		10,685,000
	10 国民健康保険料	10,685,000
15 国庫支出金		100
	15 国庫補助金	100
25 県支出金		32,595,000
	10 県補助金	32,595,000
33 財産収入		500
	10 財産運用収入	500
35 繰入金		5,214,300
	10 他会計繰入金	5,142,300
	15 基金繰入金	72,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		150,000
	10 延滞金・加算金及び過料	80,090
	25 一部負担金	10
	30 雑入	69,900
	△ 受託事業収入	0
歳 入 合 計		48,645,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 総務費			878, 800
	10 総務管理費		640, 650
	15 徴収費		238, 150
15 保険給付費			32, 133, 900
	10 療養諸費		27, 687, 010
	15 高額療養費		4, 241, 450
	17 移送費		350
	20 出産育児諸費		168, 090
	25 葬祭諸費		36, 000
	30 傷病手当金		1, 000
21 国民健康保険事業費納付金			14, 881, 400
	10 医療給付費分		10, 107, 510
	15 後期高齢者支援金等分		3, 683, 110
	20 介護納付金分		1, 090, 780
25 共同事業拠出金			100
	10 共同事業拠出金		100
30 保健事業費			556, 600
	10 保健事業費		14, 400
	15 特定健康診査等事業費		542, 200
35 諸支出金			94, 200
	10 償還金及び還付加算金		94, 200
40 予備費			100, 000
	10 予備費		100, 000
歳 出 合 計			48, 645, 000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和3年度～令和4年度	500千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	令和3年度～令和4年度	450千円
国民健康保険料納入通知書等作成業務委託料	令和3年度～令和7年度	29,129千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	令和3年度～令和4年度	450千円